

岐阜県高等学校文化連盟自然科学部会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は岐阜県高等学校文化連盟自然科学部会と称する。

(事務局)

第2条 この部会の事務局を部会長所属の学校に置く。

(組織)

第3条 この部会は岐阜県内の高等学校自然科学系部活動（物理、化学、地学、生物、天文、科学、自然科学等）をもって組織する。

(目的)

第4条 この部会は岐阜県内の高等学校自然科学系部活動の健全な発展および自然科学文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 岐阜県高等学校自然科学系部活動に関する行事の開催
- (2) 岐阜県高等学校自然科学系部活動の発展に関する調査・研究
- (3) その他目的の範囲内において適当と認めた事業

第2章 役員

(役員)

第6条 この部会には次の役員を置く。

部会長 1名

副会長 若干名

専門部長 1名

代表顧問 若干名（事務局担当、会計担当、事業担当、地区担当）

監事 2名

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 部会長は岐阜県高文連評議員会で承認された校長があたる。
- (2) 副会長は部会長が委嘱する。
- (3) 専門部長は代表顧問会議で互選し、顧問会議で部会長が委嘱する。
- (4) 代表顧問は自然科学系部顧問より選出し部会長が委嘱する。
- (5) 監事は自然科学系部顧問より選出し、顧問会議の承認を得る。

(役員職務)

第8条 役員は次のとおりとする。

- (1) 部会長はこの部会を代表する。
- (2) 副会長は部会長不在の場合その職務を代行する。
- (3) 専門部長は部会の業務を統括し、部会長を補佐する。
- (4) 代表顧問は代表顧問会議を組織し、代表顧問会議の決定に従って会務を分掌する。
- (5) 監事は会務の執行および会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 この部会は次の会議をもつ。

顧問会議 代表顧問会議

(顧問会議)

- 第11条 1 顧問会議は年1回開催する。
- 2 顧問会議に付議すべき事項は次のとおりとする。
- (1) 予算および決算に関すること。
 - (2) 事業に関すること。
 - (3) 役員選出に関すること。
 - (4) 規約の改正に関すること。
 - (5) その他全体の承認を必要とすること。

(代表顧問会議)

- 第12条 1 代表顧問会議は随時開催し、部会長、副会長、専門部長、代表顧問をもって組織する。ただし、適宜監事を加えて行う。また、緊急を要する場合は代表顧問会議をもって顧問会議に代えることができる。
- 2 代表顧問会議に付議すべき事項は次のとおりとする。
- (1) 事業の企画・運営に関すること。
 - (2) 予算の編成および運用に関すること。
 - (3) 規約・細則に関すること。
 - (4) 顧問会議に提出する議案に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

第4章 会計

(経費)

第13条 この部会の経費は岐阜県高等学校文化連盟費、参加費、寄付金等の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 この部会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第5章 規約の改正

第15条 この規約の改廃は顧問会議の議決を必要とする。

第6章 附則

第16条 この規約の施行に必要な細則は代表顧問会議で定める。

この規約は平成6年6月16日より、これを施行するものとする。

この規約は平成26年5月14日に、一部改定する。